

総務常任委員会次第

令和4年6月21日（火）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局、固定資産評価審査委員会関係

① 所管事務報告

ア 総務局 イ 消防局 ウ 固定資産評価審査委員会
.....令和4年度所管事務報告書参照

② 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第49号 明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

※ 資料参照 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課長

③ 報告事項（4件）

ア 令和3年度不当要求行為の概要等について

※ 資料参照 高田 参事（安全対策担当）兼地域安全対策担当課長

イ 令和3年度における公益通報制度の運用状況について

※ 資料参照 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課長

ウ 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の活用について

※ 資料参照 東財務担当課長

エ 市有施設包括管理業務委託第2期（2023年度（令和5年度）～）の実
施について

※ 資料参照 林 施設包括管理担当課長

④ その他

----- (理事者入れ替え) -----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会関係

① 所管事務報告

- ア 政策局 イ 会計室 ウ 監査委員 エ 選挙管理委員会
- オ 公平委員会

.....令和4年度所管事務報告書参照

② 報告事項（7件）

- ア 明石市行政オンブズマンの活動状況について

※ 資料参照 橋本 市民相談室課長

- イ 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（明石市UD計画）」に関する取組について

※ 資料参照 辻 企画・調整室課長

- ウ 明石公園に関するPT（プロジェクトチーム）の検討状況について

※ 資料参照 辻 企画・調整室課長

- エ 西明石地区活性化に向けた取組について

※ 資料参照 種本 企画・調整室課長

- オ 市役所新庁舎整備に向けた取組について

※ 資料参照 三牧 企画・調整室課長

- カ 「ジェンダー平等の実現に関する検討会」における検討状況について

※ 資料参照 森 ジェンダー平等推進室課長

- キ 市民参画条例の検証等に関する取組について

※ 資料参照 中島 ジェンダー平等推進室課長

③ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 天文科学館について
- (4) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (5) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (6) 職員の人事管理について
- (7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

4 閉 会

以上

議案第49号関連資料

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

1 目的

公益通報者保護法の一部改正により保護される公益通報者の範囲が拡大したことに伴う所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 公益通報とは

労働者等が、不正の目的なく、勤務先における、刑事罰等の対象となる不正を、通報すること。

【内部公益通報】事業者の立場として内部の「職員等」からの通報

【外部公益通報】権限を有する行政機関として外部の「労働者等」からの通報

3 条例改正の概要

(1) 「保護される公益通報者の範囲」の拡大に伴う条例文言の見直し

【内部公益通報】(条例第2条第1項第6・8号等)

現行 → 改正案

	退職者(退職後1年以内)
職員	
派遣労働者	
委託事業者の役職員	

【外部公益通報】(条例第2条第1項第14号)

現行 → 改正案

	役員 ※退任した者は除く
	退職者(退職後1年以内)
労働者(労働基準法第9条)	

(2) 法引法令の条ずれに伴う対応その他規定の整備(条例第65条等)

4 施行期日

公布の日から

総務常任委員会資料
2022年(令和4年)6月21日
総務局総合安全対策室

令和3年度不当要求行為の概要等について

「明石市法令遵守の推進等に関する条例」第68条及び「同条例施行規則」第48条の規定に基づき、令和3年度不当要求行為の概要等下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいう。

2 令和3年度における不当要求行為の発生件数

0件（参考：令和2年度 0件）

3 不当要求行為に対する取り組み

不当要求行為の前兆事案を早期に把握して適切に対処し、職員の公正な職務の遂行を保持するため

- 相談しやすい職場環境の醸成と事案発生時における迅速な指導、助言
- 不当要求行為への的確な対応等を目的とした職員研修
- 職員及び来庁者の安全確保を目的とした実践的な防犯訓練

などを継続的に行い、不当要求行為による被害防止に努めるとともに、併せて、暴力事案等の不測の事態に対応するための各種訓練にも取り組んでいます。

○ 過去の不当要求行為の発生状況（件数）

区 分	発生状況
平成29年度	0
平成30年度	0
令和元年度	0
令和2年度	0
令和3年度	0

○ 地域安全対策担当における取扱い状況 (件数)

区 分	相談(指導・助言)	現場対応	会議・研修等
平成29年度	160	117	15
平成30年度	128	112	10
令和元年度	168	105	10
令和2年度	217	102	4
令和3年度	144	86	5

※ 区分について

相談(指導・助言)・・・各課において、不当要求に発展するおそれのある事案があった場合、事前に対応要領についての指導や助言を行うこと。

現場対応・・・・・・・・各課において、相手方と面談中に不当要求に発展する兆候(大声を出したり、威嚇したりするような言動を行うなど)があった場合、現場へ赴き、相手方に対して注意や警告を行うなど不測の事態に備えること。

会議・研修等・・・・職員を対象とした研修の実施や、他の機関が主催する不当要求防止に係る会議等に参加すること。

○ 会議・研修等の実施状況

- 2021.4 新任管理職・係長研修（オンライン研修）
- 2021.11.25 江井島サービスコーナー・高丘サービスコーナーにおける不審者対応訓練の実施
- 2021.11.29 大久保市民センターにおける不審者対応訓練の実施
- 2021.10 令和3年度東播磨地域不当要求防止対策連絡会議（書面会議）

令和3年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和3年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口を設け、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施するもの。

(2) 令和3年度における内部公益通報の受理件数

0件（参考：令和2年度 2件）

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者（市職員等以外の労働者）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和3年度における外部公益通報の受理件数

0件（参考：令和2年度 0件）

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の活用について

令和3年度の新型コロナウイルス感染症あかし支え合い寄附金については、2,955件、7,033万1千円と多くの皆さまからご支援をいただきました。

寄附金については、全額をいったん基金に積み立て、新型コロナウイルス感染症対策のため、基金から9千万円を取り崩し、以下のとおり活用したことを報告いたします。

1. 寄附金の受入状況

区分		金額(円)
① 令和2年度末 基金残高		61,304,893
② 令和3年度受入額	ふるさと納税としての寄附 2,927件	66,138,000
	支え合い寄附金(通常分) 28件	4,193,000
	合計 2,955件	70,331,000
③ 令和3年度基金取崩額(事業活用)		90,000,000
令和3年度末 基金残高 ①+②-③		41,635,893

2. 基金の活用用途

以下のとおり、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業に基金を活用しました。
(単位：千円)

活用用途	主な基金の活用事業	事業費 (一般財源)	活用額
1 医療体制の充実	新型コロナウイルス感染症対策事業 救急高度化事業(感染者搬送資機材の充実)など	609,848 (61,976)	20,000
2 市民生活の支援	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 介護・障害福祉サービス等支援事業など	5,493,489 (263,011)	30,000
3 感染拡大の防止	新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 法定予防接種事業(高齢者インフルエンザ)など	3,803,141 (313,533)	30,000
4 その他	こども夢応援プロジェクト事業 学校情報通信機器運用事業(タブレット端末配備)など	486,894 (108,342)	10,000
合計		10,393,372 (746,862)	90,000

3. その他

令和3年度末基金残高の約4千2百万円は、令和4年度中の寄附金を基金に積み立てた上で、令和4年度以降の新型コロナウイルス感染症対策事業に活用いたします。

市有施設包括管理業務委託 第2期（2023年度（令和5年度）～）の実施について

本市では、市有施設の安全性の向上と維持管理業務の効率化のため、従来、施設ごと、業務ごとに委託していた保守点検や清掃、修繕等を一括して委託する市有施設包括管理業務委託を導入しています。第1期は学校・幼稚園・保育所等を対象に2018年度（平成30年度）から開始し、対象施設は1年目の132施設から、最終年度の2022年度（令和4年度）には167施設まで拡大しています。

包括管理の導入により施設満足度の向上、コスト削減等の成果が上がっていることから、対象をさらに拡大（本庁舎等を追加）して第2期の受託者の選定を公募により進めてまいります。

1 第1期の実績と成果

(1) 対象施設・対象業務の推移

年度	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
施設数	132	158	152	166	167
業務数	629	818	817	866	865
主な追加施設・業務		消防局7施設 明石商業高校 機械警備業務 18施設の12条点検	明石こどもセンター あさぎり福祉センター 施設保全・マネジメントシステム	駅自由通路7施設 消防局業務拡大	茶園場倉庫
当初契約額	3.10億円	3.52億円	3.88億円	4.13億円	4.18億円
予算額	3.71億円	4.18億円	4.67億円	4.98億円	5.47億円

※当初契約額と予算額の差額は、修繕精算及び各施設配当のための予算等

(2) 施設への満足度調査の結果

- 各施設へのアンケート結果 包括前と比べて「良くなった」「少し良くなった」の評価
1年目：約7割 ⇒ 2年目：約8割 ⇒ 3年目：約9割 ⇒ 4年目：約9割
- 高評価の主な理由
対応の迅速化（連絡の翌日までには現場確認、受託者常駐担当者自身による修繕等）
従来未対応の修繕にも対応（学校体育館・保育室等の床研磨・張替、学校運動場等の排水改善、漏水箇所の特定・修繕、門・扉・窓の開閉不良の改善等）

(3) コスト削減効果

施設所管課職員7名減（他課への異動）等により人件費を中心に4,800万円／年の削減

(4) 他自治体等からの視察等

- 全国初の全ての日常修繕を含む包括管理として注目され、視察、講演、寄稿の依頼、問合せ合計100件以上
- 本市の事例を参考に神戸市、芦屋市、高砂市、大阪市、豊中市等、約10自治体が導入

2 第2期の概要（2023年度～2027年度の5年間）

(1) 対象施設、対象業務の追加（主なもの）

- ・本庁舎、あかし保健所を対象施設として追加
- ・修繕業務の範囲を概ね130万円未満から500万円未満まで拡大
- ・公共施設マネジメントに資する提案事業の推奨

(2) 予算額（令和5年度）

対象施設、対象業務の令和4年度予算の範囲内での実施を基本とする。

ただし、令和5年度の予算編成を通じて、以下の内容を追加する場合がある。

- ・対象施設の所管課から包括管理業務への追加依頼のあった維持管理業務
- ・対象施設に個別に予算措置された修繕業務

【対象業務の令和4年度予算】

（単位：千円）

項目	R4 予算
現行包括管理業務	547,375
追加予定業務分	
本庁舎の管理経費（包括化部分）	103,270
保健所の管理経費（包括化部分）	66,850
学校管理課の産業廃棄物収集運搬処分業務	12,700
合計	730,195

(3) 効果

- ・本庁舎、保健所を含めた一段の事務効率化により、更に1名程度の人員減が見込まれる。

(4) 受託者選定方法

- ・第1期と同様、公募型プロポーザルによる選定

3 スケジュール

2021年11月	サウンディング調査（8者が参加）
2022年6月	議会報告（第1期の実績と効果、第2期の概要）
2022年7月上旬	公募型プロポーザル公告
2022年8月下旬	優先交渉権者決定
2022年9月	議会報告（プロポーザル選定結果）
2022年10月～	事業開始に向けた協議・準備
2023年4月～	施設包括管理業務委託（第2期）開始

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2021年(令和3年)度中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情申立て	苦情申立書によらないオンブズマンへの相談	事務局への相談・問い合わせ
件数	1	0	2

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了したもの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
	2 市の業務に不備の無かったもの	3
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	0
調査継続中のもの		0

※内2件は令和2年度からの継続案件

4 苦情の申立てを端緒としたオンブズマンの発意に基づく調査の件数

2021年(令和3年)度の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

2021年(令和3年)度の案件 0件

6 苦情申立ての調査結果

(1) 生活福祉課の対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
ケースワーカーの通院に関する移送費の支給に合理性・一貫性が無い。	県外の病院での治療を希望した申立人に対する移送費（交通費）の支給内容が変わっていることについては、症状など申立人の状況に応じ、何度かの見直しを行ったものである。 見直された内容については、主治医等の医療要否意見書をふまえ、嘱託医との協議によるものであり、適切に決定されたものと認められる。
(2) 明石こどもセンターの対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
兵庫県から市に移管された案件について、公文書公開請求をしたところ、市の職員は申立人からの請求であることなどを県に伝えた。	申立人が請求した公文書公開にあたり、非公開情報の確認のため、県の関係者に対し意見聴取を行っているが、その手続きに違法あるいは不当な点はなく、また、申立人の氏名等を県に伝えた事実も認められない。 しかしながら、申立人からの質問に対して、的確な回答ができなかったことが申立人に疑念を生じさせたことは否定できず、今後条例等の習熟に努める必要がある。
(3) 高齢者総合支援室の対応について	
苦情申立ての内容	調査結果
市と介護施設により、親名義の入所費用支払用の通帳を、申立人に無断で再発行された。	再発行による入所費用の確保は、親の利益に資することであり、やむを得ない措置であったと判断する。

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画 (明石市UD計画)」に関する取組について

1 現状について

(1) 計画の策定状況

障害の有無や年齢・性別にかかわらず、こどもから高齢者まで誰にもやさしいまちづくりの取組を進めるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、2019年度末(2020年3月)に「明石市UD計画」を策定しました。

この計画においては、市の方針を定めた「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」と市内12か所の「移動等円滑化促進地区」を設定しています。

明石市UD計画 構成

第1編 本計画について

・・・計画策定の背景、基本理念、基本目標等の計画全般に共通する事項
【策定済】

第2編 ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

・・・ユニバーサルデザインの基本方針と市内の移動等円滑化促進地区を規定
【策定済】

第3編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針(基本構想)

・・・策定次第、順次追記予定

(2) あかしインクルーシブ条例の施行(2022年4月)

本市の「やさしいまちづくり」の包括的な指針として、2022年4月1日「あかしインクルーシブ条例」が施行されました。

第19条において「明石市UD計画」に基づき「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進することとされています。

(3) 鉄道駅のバリアフリー化にかかる国の助成制度の改定(2022年度より)

各市町村が作成する「基本構想」に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設の整備について、国の補助率が1/3→1/2に引き上げられました。

2 明石市 UD 計画の改定について

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、今後順次バリアフリー化を進める鉄道駅等も含め、既存計画を改定する予定です。

改定のポイント

- ① マスタープラン（第2編）の改定
あかしインクルーシブ条例制定等を反映した改定
「山陽電鉄藤江駅周辺地区」を移動等円滑化促進地区へ位置付け
- ② 基本構想策定（第3編の追加）
「JR 西明石駅周辺地区」における基本構想を策定

3 今後のスケジュール（案）について

明石市 UD 計画の改定については、明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会を開催し、取組を進めていきます。

なお、協議会については、ジェンダーバランスに配慮するとともに、障害当事者団体、交通事業者、学識経験者を含めた関係者で構成する予定です。

また、各地区の基本構想を検討する際には、当該地区関係者を中心とした分科会を設置予定です。

		明石市UDのまちづくり協議会	分科会(西明石)
2022年	7月	第1回協議会の開催 ・本年度の取組方針の確認 ・マスタープランの改定案	
	11月		分科会の開催 ・西明石まちあるき(2019年度に実施)結果の検証 ・基本構想案の検討
2023年	2月	第2回協議会の開催 ・UD計画改定案の決定	
	3月	議会報告(UD計画の改定内容)	

明石公園に関するPT(プロジェクトチーム)の検討状況について

1 明石公園に関するPT(プロジェクトチーム)の設置について

本年4月より明石公園に関するPTを設置しています。

設置趣旨や検討テーマ等は以下のとおりです。

(1) 設置趣旨等

県立明石公園は、駅から5分という恵まれた立地にある都市公園として、明石市民にとって、歴史や豊かな自然が残り、文化・スポーツ、イベント等を楽しむことができる身近な憩いと安らぎの場となっており、まさに「明石のたからもの」となっています。

そのような中、史跡保護のための樹木伐採や、ボート利用料金の値上げ、今後の市立図書館跡地の有効活用など、市民利用に係る様々な課題が生じています。

こうした状況を踏まえ、地元市である本市としては、明石公園がより一層利用者目線に立った魅力あふれる公共空間となるよう、明石公園のあり方について、論点整理を行うとともに、市民意見等を踏まえた提言を取りまとめることとします。

なお、PTにおける検討については、「県立都市公園のあり方検討会(仮称)」と連携し、進めます。

(2) 検討テーマ

- ① 陸上競技場、野球場のあり方
- ② 県立図書館への要望
- ③ 市立図書館跡地の有効活用(県の提案を受けて検討)
- ④ 史跡保護と自然環境との調和
- ⑤ ボート利用料金値上げに対する対応
- ⑥ 市と県との連携(広報や図書館など)
- ⑦ その他(とき打ち太鼓の今後の対応等)

(3) メンバー

事務局：政策局企画・調整室

分野	職名
リーダー	政策局プロジェクト部長
サブリーダー	政策局次長（SDGs推進担当）
総合調整	政策局企画・調整室課長
総務	政策局市民相談室長兼総務局次長（訟務担当）
//	政策局市民相談室相談担当課長
図書館	政策局シティセールス推進室本のまち推進課係長
スポーツ	市民生活局文化・スポーツ室長兼スポーツ振興担当課長
文化財	市民生活局文化・スポーツ室文化財担当課長
環境	市民生活局環境室環境創造課長
公園	都市局都市整備室長兼緑化公園課長

2 活動経過について

4月27日に第1回のPTメンバーによる会議を開催し、検討テーマ等を共有しました。その後、PTメンバーによる明石公園の現地視察や現状ヒアリングを実施するとともに、スポーツ関連団体（兵庫県高等学校野球連盟、明石市陸上競技協会、明石野球協会）のヒアリングを実施したところです。

【スポーツ関連団体の主な意見】

- ・ 公認の陸上競技場として残してほしい。特例措置で2024年3月まで現状のレーンを使用しても公認記録として認めてもらえることとなっているが、特例措置が切れるまでにレーン改修をしてほしい。
- ・ 明石球場はアクセスの良さが際立っており、また甲子園に次いでグラウンド整備がよいため、高校野球において、硬式の春・秋の県大会の準決勝・決勝、軟式野球の全国大会を行うなど、非常に重要な球場となっている。

3 今後の予定について

今後、引き続き検討テーマに係る関係団体ヒアリングを実施するとともに、県で設置予定の「県立都市公園のあり方検討会（仮称）」と連携しながら検討を進めます。

なお、PT最終報告については12月議会での報告を予定しています。

西明石地区活性化に向けた取組について

西明石地区の活性化については、旧国鉄清算事業団用地及びJ R西明石社宅用地等の開発を含めたエリア全体のまちづくりとして、2020年(令和2年)12月にJ R西日本と「西明石駅及び駅周辺におけるまちづくりの推進に関する協定」を締結し、具体的な事業の推進に向けた取組を進めています。

つきましては、事業の推進に必要な都市計画の設定に向けて実施した地域説明会の概要及び今後の取組について報告します。

1 地域説明会について

(1) 説明会の概要

日 時	2022年(令和4年)4月17日(日) 18:30~19:50
場 所	サンライフ明石 1F 体育室
対象者	○ 西明石南町自治会・西明石南鉄道社宅自治会会員 ○ 都市計画道路・用途地域等変更対象区域内の土地・建物所有者
主 権	明石市・J R西日本
参加者	約200人

(2) 主な説明内容(別添資料①~③により説明)

- 駅南口にエレベーター付きの改札・駅ビルを新設し、バリアフリールートを確保
- 駅前広場・駐輪場を新設、明姫幹線から駅前広場までのアクセス道路を整備
- サンライフ明石をリニューアルし、アクセス道路沿いに移転
- J R社宅用地にてマンション開発を計画、鉄道のある新しい暮らし方の提案
- まちづくりに必要な都市計画道路の設定、用途地域等の変更

(3) 主な質疑応答

主な質問・意見	質問・意見に対する回答
①南口改札について ・改札の整備によって、自由通路となるのか。	・(市) 整備費用などの課題から今回の整備は改札のみとなるが、J Rとも課題を共通認識しており、南北を自由に通行できるよう通路について今後検討したい。

主な質問・意見	質問・意見に対する回答
<ul style="list-style-type: none"> 改札の整備は駅ビルと同時ではなく、先行して整備することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> (JR)駅ビル内に改札を整備するため、改札のみ先行することは難しく、一体整備となる。
<p>②駅前広場へのアクセス道路について</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路が都市計画道路を横断することとなるが、子どもたちに危険はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> (市) 通学路について安全な歩行空間の確保とともに交通規制など安全対策について検討する。
<p>③JR社宅用地マンション開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> 社宅用地のマンションはどこに何階建ての建物が建つのか。 	<ul style="list-style-type: none"> (JR) 具体的な計画はこれから検討するところである。 (市) 10数階建てになると理解している。
<p>④公園等子どもの遊び場について</p> <ul style="list-style-type: none"> 花園校区は遊び場が少ないため、工事中も含めて子どもの外遊びのスペースを確保して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> (JR) 新たなマンション開発のなかで、公園等も整備されるものと考えている。 (市) JRに開発にあわせて、地域の方も使えるような空間確保をお願いする。
<p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 南口改札ができれば東側がさびれるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> (市) 東側も更に発展させるべく旧国鉄清算事業団用地の活用を検討する。今回の第1弾に続く第2弾として順次進める。

(4) 意見記入用紙にて提出された意見

提出数：51件

(主な意見) ※説明会での質疑応答と内容が重複するものは省略

- ・駅ビルについて、予定通り実現して欲しい。新しい改札口を楽しみにしている。
- ・駅ビル商業施設は地域活性化につながる施設を希望。
- ・アクセス道路について、交通量増加による渋滞対策、工事中の騒音対策、安全対策を求め。
- ・サンライフは、子どもの憩いの場だけでなく勉強等が出来る場所も設置して欲しい。
- ・交流エリアやスポーツ施設等を拡大して欲しい。
- ・図書館を設置して欲しい。
- ・マンションの売り出しの時期の詳細を教えて欲しい。
- ・事業に関する情報提供を定期的に行うなど充実して欲しい。

2 今後の取組について

都市計画の手続を進め、11月頃に都市計画決定を行う予定です。

その後、都市計画道路や駅前広場の事業費（測量、設計、物件調査、用地補償、工事）について、国の補助を受けるため、2023年3月末までに事業認可を取得する予定です。

また、サンライフの建替えに向けて、利用状況調査など現状把握を行ったうえで、施設の機能や規模について検討を進めていきます。

住み慣れた地域で安心して暮らせるように

西明石駅前が

バリアフリー

安全に

便利に

交流の場に



生まれ変わります

明石市



お問い合わせ
企画・調整室

TEL 078-918-5283
FAX 078-918-5136

もっと便利に。快適に。安全・安心な西明石をつくっていきます

1 駅南に新しい改札ができます



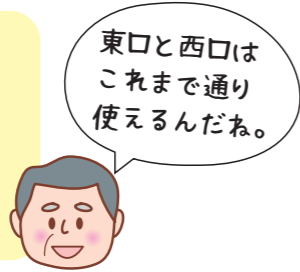
4 サンライフ明石がリニューアル

地域の交流の場に

サンライフ明石を新しい道路沿いに移転し建替えます。

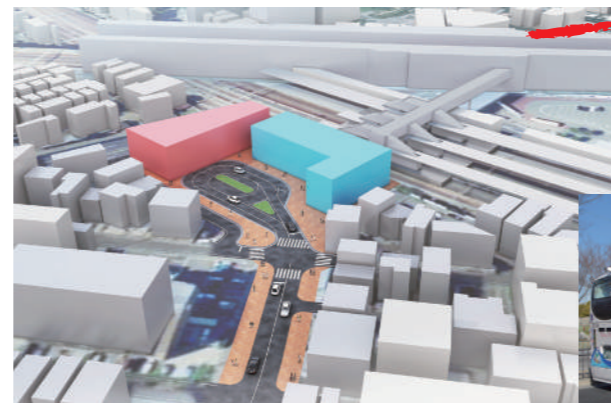


改札は、西口・東口・南口の3つになります。



3 新しい駅前広場(南)ができます

安全に



道が広くなり、緊急車両も通りやすく。地域の足としての「たこバス」の停留所も新設します。

2 駅南にエレベーターを新設

バリアフリー



車いすやベビーカーの方にも安全に便利にご利用いただけます。

5 住民の皆さんとを考えます！

地域交流の場



何ができるのかワクワク!

サンライフ明石の建て替えに伴い、施設機能についてご意見をお聞きしていきます。

都心でも働き、明石で暮らす。

働く場所に縛られずお気に入りのまちで暮らす、これからのライフスタイルが実現できる新しいまち「西明石」



※イメージ図



※イメージ図



※イメージ図

新幹線143分 新幹線71分 新幹線27分

新幹線21分 新幹線36分 新幹線71分 新幹線170分



※Yahoo乗換調べ(乗換時間考慮)
※今後変更の可能性あり

大阪まで1時間、東京まで3時間
週に2~3回の会社日は車内で仕事をしながら快適に通勤
ほかの日は仕事も休日もお気に入りのまち「西明石」で
これが新しい暮らし方

※JR西日本グループでは、新型コロナウイルス感染症による社会変容に対応した新しいライフスタイルとして、鉄道と各種サービスを組み合わせた取り組みを「鉄道のある暮らし」としてご提案しています。

誰もが住みやすい、住み続けられる持続可能なまちへ

都心も買物も近く便利。だけど、子育ても環境も充実した暮らし。

都心にも近く、便利で、人にも環境にも配慮された、安心と愛着を育むまち「西明石」



※イメージ図

まちづくりの
4つのポイント

ポイント1
移動しやすい
まち

ポイント2
日常に潤い
のあるまち

ポイント3
顔の見える
ホームタウン

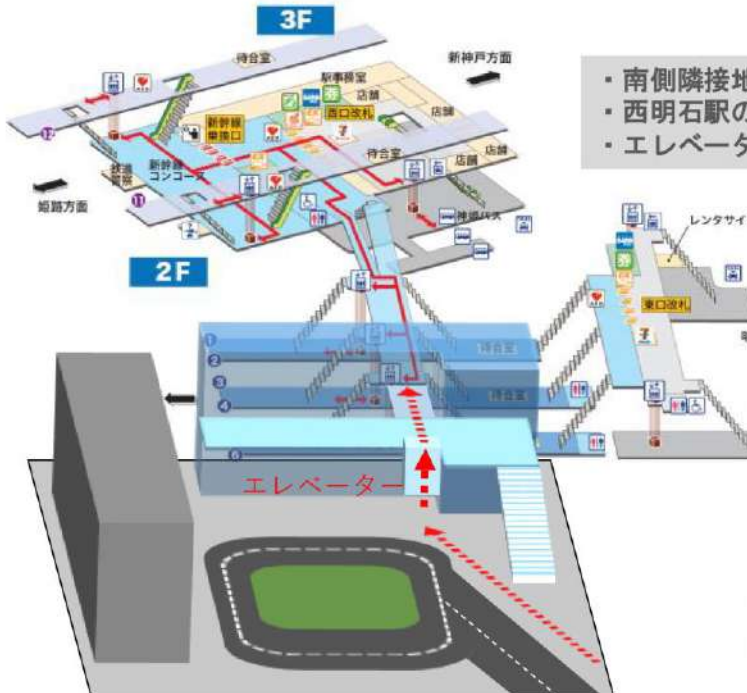
ポイント4
住み続けられる
まちづくり

西明石駅南口改札（仮称）・駅ビル

- ポイント1 移動しやすいまち
- ポイント2 日常に潤いのあるまち
- ポイント3 顔の見えるホームタウン
- ポイント4 住み続けられるまちづくり

車いすの方もご高齢者も、快適に駅南側からアクセス。

西明石駅のバリアフリールートが南側にも整備され、今までのように北側まで回らなくてもよくなります



- ・南側隣接地に駅ビルを建設
- ・西明石駅の既存跨線橋と接続する駅ビルに改札を新設
- ・エレベーターを設けて南側からのバリアフリールート確保



※イメージ図（詳細は今後検討）

←新設されるバリアフリールート
※イメージ図（詳細は今後検討）

西明石駅南口改札（仮称）・駅ビル

- ポイント1 移動しやすいまち
- ポイント2 日常に潤いのあるまち
- ポイント3 顔の見えるホームタウン
- ポイント4 住み続けられるまちづくり

いってらっしゃい、おかえりを感じられる、西明石の新たな顔。

日常を支えるサービス機能を揃えた、あなたの暮らしに寄り添う施設



JR西日本グループ 開発事例
※詳細については今後検討

JR社宅用地開発



利便、子育て、環境、安心どれも妥協せずよくばりたい。

住居の基本性能だけでなく、人の顔が見える安心、子育てのしやすさ、環境への配慮 を実現する住まい。



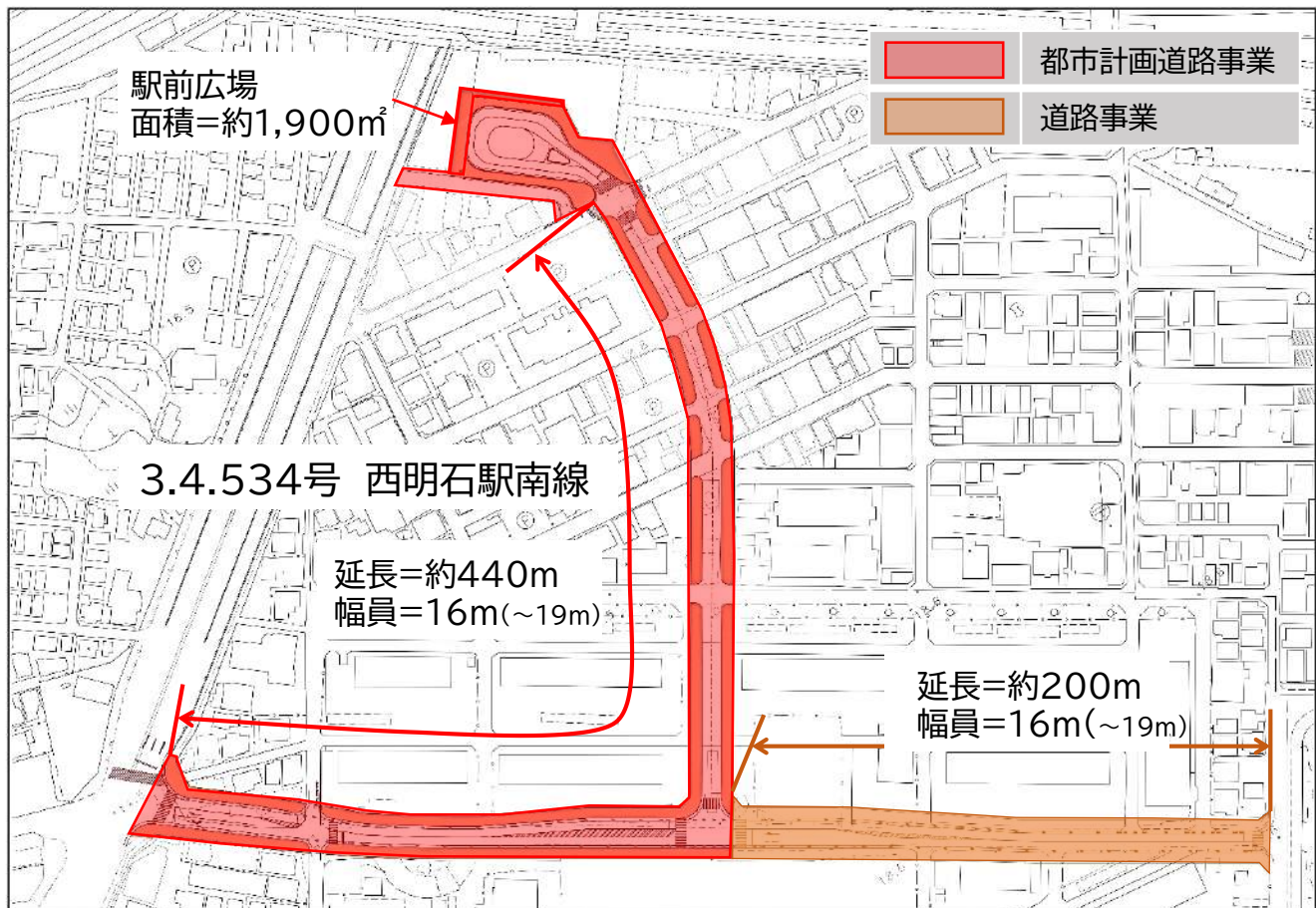
JR西日本グループ会社 過去分譲事例

※詳細については今後検討

都市計画変更案について

都市施設

(駅前広場・交通広場・アクセス道路)



《断面イメージ》



《歩道整備イメージ》



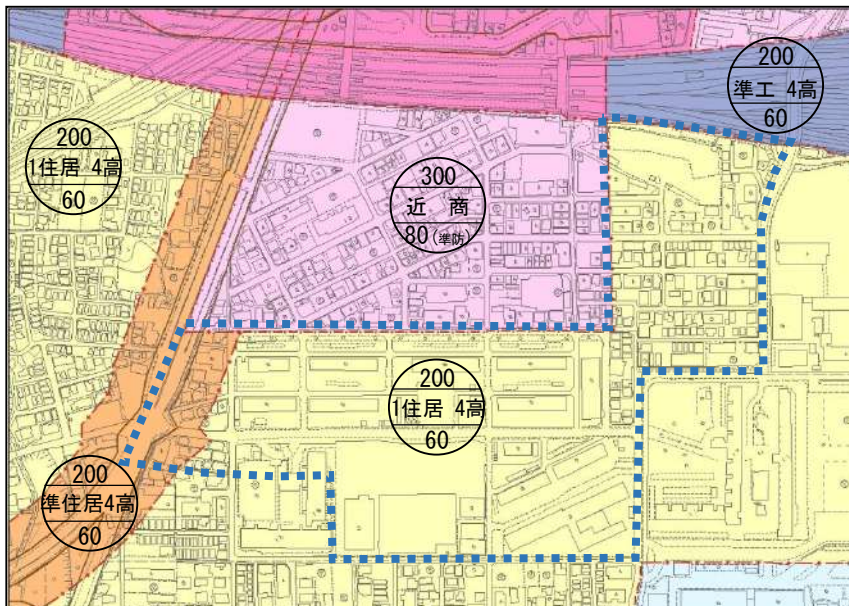
都市計画変更スケジュール (予定)

- 令和4年4月17日 地域説明会
- 8月頃 都市計画審議会(事前説明)
- 9月頃 兵庫県知事協議
- 10月頃 都市計画案の縦覧
- 11月頃 都市計画審議会(本審議)・決定告示

都市計画変更案について

用途地域等

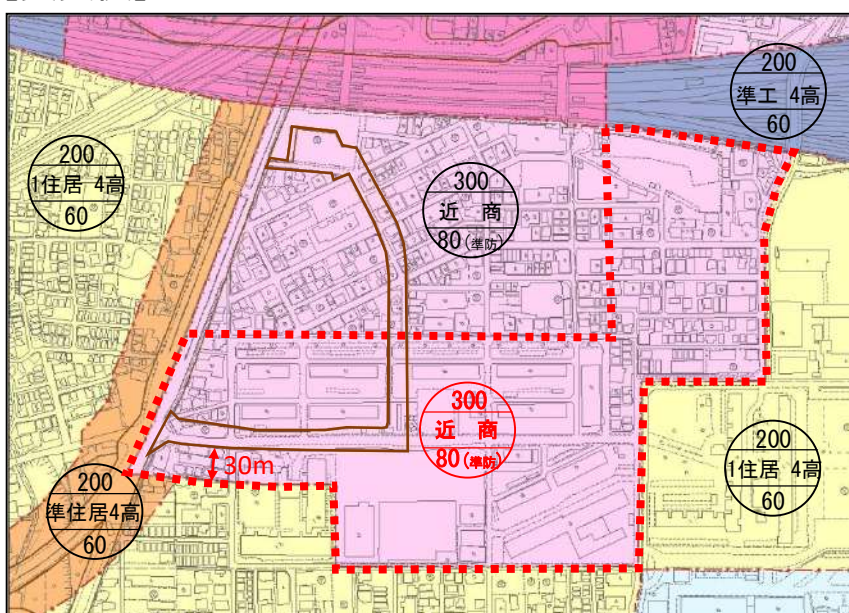
【変更前】



青色点線で示す区域が今回の変更予定の範囲です。



【変更後】



赤色点線で示す区域について駅周辺エリアの高度利用を促進するため、左図のとおり変更します。

●用途地域 (建物用途の規制)	第1種住居地域 準住居地域	⇒	近隣商業地域
●建ぺい率・容積率 (建物規模の上限)	60%・200%	⇒	80%・300%
●高度地区 (建物高さの上限)	第4種	⇒	指定なし
●防火関係 (建物防火)	指定なし	⇒	準防火地域

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域内においては、住環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途について、次のとおりの制限があります。

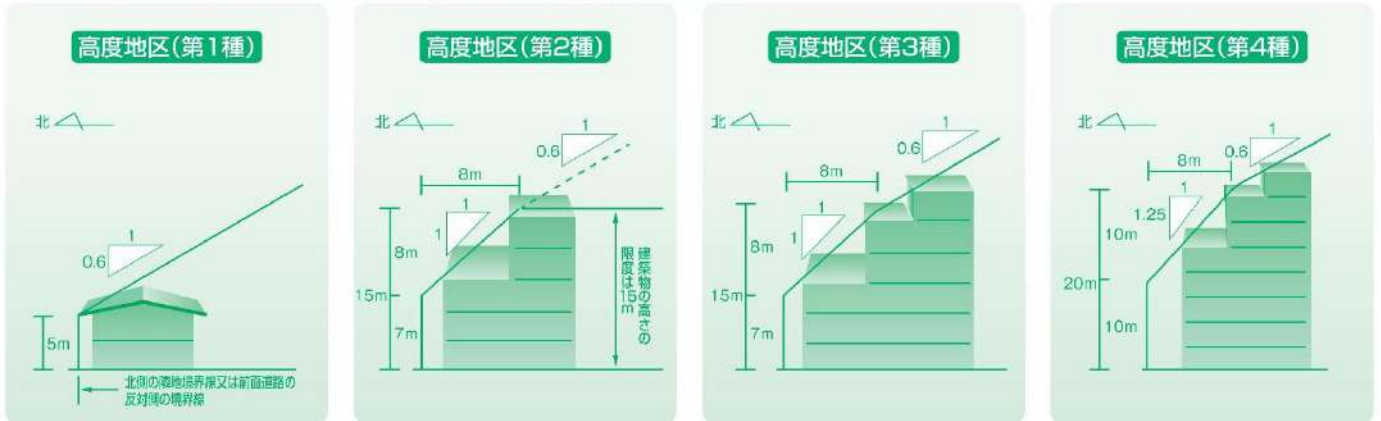
用途地域内の建築物の用途制限		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が	150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗及び飲食店を除く。 ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
		150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
		3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が	1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○		
		3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下 ▲10,000㎡以下 ▲10,000㎡以下 ▲客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満 ▲個室付浴場等を除く	
	カラオケボックス等						▲	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	○	○	○	○	○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲	○	○	○	○	○		
	キャバレー、個室付浴場等									○	▲	○	○		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車教習所						▲	○	○	○	○	○	○		
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下 ① 600㎡以下1階以下 ② 3,000㎡以下2階以下 ③ 2階以下	
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○		
	倉庫業倉庫										○	○	○		
	自家用倉庫						①	②	○	■	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲		○	○	○	▲	○	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがある工場	非常に少ない工場					①	①	①	■	②	②	○		○
		少ない工場									②	②	○		○
		やや多い工場										○	○		○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○		○
自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が	非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○		
	少ない施設									○	○	○	○		
	やや多い施設										○	○	○		
	多い施設											○	○		

(注1) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 (注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画法に基づき必要など、別に規定があります。

近隣商業地域へ変更

高度地区の内容

明石市の高度地区が指定されている区域内では、その種別によって次のように建築物の高さが制限されます。



容積率とは…

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合です。

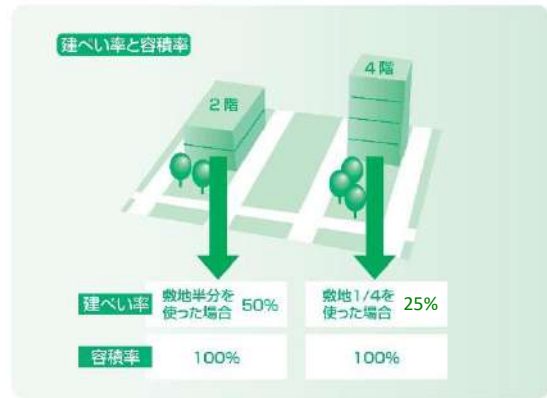
$$\left(\text{容積率} = \frac{\text{建物延床面積}}{\text{敷地面積}} \right)$$

建ぺい率とは…

建築面積の敷地面積に対する割合です。

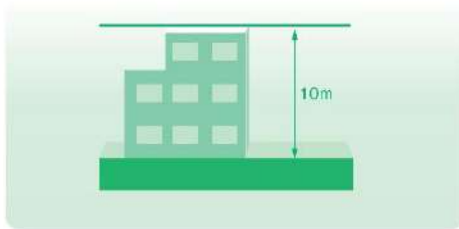
$$\left(\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \right)$$

建ぺい率を小さくすることは、それだけ建物周囲に多くの空地を確保することになります。



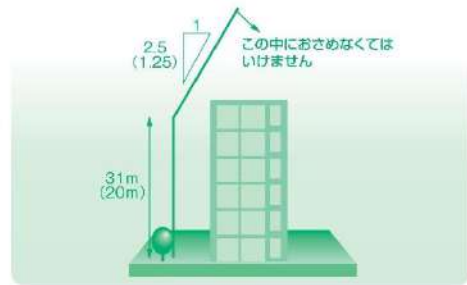
低層住居専用地域の高さの制限

低層住居専用地域内では、低層住宅としての環境を守るため、建築物の高さ制限を10mまたは12mのいずれかで指定します。明石市では第1種低層住居専用地域に、10mを指定しています。



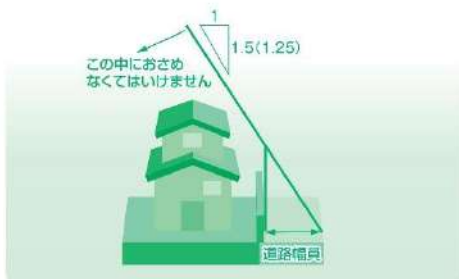
隣地境界線からの高さの制限（隣地斜線）

隣地境界線に接近して高い建物を建てる時は、図のような規制を受けます。



道路幅員による高さの制限（道路斜線）

建物の高さは、図のように道路の幅員によって規制を受けます。



日陰による中高層建築物の高さの制限

中高層建物（おおむね3階以上）を建てる場合には、その建物の周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な住環境を確保するため、その建物によって生じる日影が一定の基準のもとに規制されます。



市役所新庁舎整備に向けた取組について

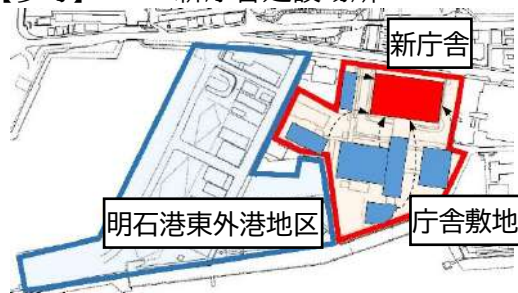
市役所新庁舎については、市町村役場機能緊急保全事業の適用に向け、令和4年度中の基本設計、令和5年度中の実施設計を進めます。

については、基本設計策定に向けた今後の取組について報告します。

1 これまでの経緯

時 期	内 容
2019年(令和元年)10月	・市議会本会議において、新庁舎の整備場所を現在地とし、早期整備に取組むことを求める「市役所新庁舎整備候補地に関する決議」が全会一致で可決
2019年(令和元年)12月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本計画(素案)」を報告
2020年(令和2年)1月	・「市役所新庁舎建設基本計画(素案)」に対するパブリックコメント及び市民説明会を実施
2020年(令和2年)3月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本計画(案)」を報告 ・「市役所新庁舎建設基本計画」を策定
2020年(令和2年)8月	・基本設計、実施設計を一括した業務委託を契約締結
2020年(令和2年)12月	・新庁舎整備検討特別委員会において、「市役所新庁舎建設基本設計(素案)」を報告
2021年(令和3年)1月	・「市役所新庁舎建設基本設計(素案)」に対するパブリックコメントを実施 ・市民説明会は新型コロナウイルスの影響により中止
2021年(令和3年)4月	・4月15日号の広報あかしで「新庁舎建設に当たり優先させるべき項目」について意見を募集
2022年(令和4年)4月	・明石港東外港地区再開発について県知事と市長の協議を踏まえ、新庁舎は当初計画場所で整備

【参考】 <新庁舎建設場所>



<外観イメージ図>



※外観イメージは、「明石市役所新庁舎建設基本設計(素案)」時点の計画です。

2 今後の取組について

(1) 基本設計（素案）の修正

基本設計（素案）については、パブリックコメントや広報あかしによる意見募集の結果等を踏まえ、以下の内容について一部修正を行う予定です。

①津波・高潮等の水害対策

ハザードマップの改訂に伴い、新庁舎1階床面の高さを0.3m嵩上げします。

また、1階床面の高さの変更に伴い周囲との高低差が大きくなるため、バリアフリーへの配慮など市民の利便性向上について検討します。

②庁舎のフロア構成等

本会議場の市民利用について検討するとともに、市民交流スペースの配置等、市民がより利用しやすい庁舎となるよう検討します。

③立体駐車場の位置・規模・高さ等

5階建て、高さ15mで計画していた立体駐車場については、隣接する明石港東外港地区を所管する兵庫県と連携を図りながら、立体駐車場の低層化・平面化等について検討します。

(2) 今後のスケジュール

市町村役場機能緊急保全事業の適用期限が、令和4年度中の基本設計、令和5年度中の実施設計であることから、今年度中に基本設計を策定します。

なお、今年度の主な取組スケジュールは以下のとおりです。

- 2022.12 基本設計（素案）修正版の報告
- 2023.1 パブリックコメント、市民説明会の実施
- 2023.3 基本設計策定

来年度以降については、実施設計策定、施工者選定・建設工事などの取組を進めます。

2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025～2027年度 (令和7年～9年度)
基本設計・実施設計				建設工事、引越	
基本設計 実施設計 契約締結	パブリックコメント 関係団体等との意見交換 広報あかしでの意見募集	市民説明会等 基本設計完了	市民説明会等 実施設計完了	施工者選定	工事完了 供用開始



「ジェンダー平等の実現に関する検討会」における検討状況について

本市は「SDGs 未来安心都市・明石」を掲げ、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。

現在、その取組の一環として、「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会（以下「検討会」といいます。）」を設置し、ジェンダー平等を推進するための方策や取組について議論を進めているところです。

つきましては、現在の検討状況について報告します。

1 検討会等の開催状況

以下のとおり4回の検討会を開催し、特に意思決定過程におけるジェンダー平等を推進するために検討を進めてきました。

また、検討会以外にも当事者と意見交換する機会を設けるなど、丁寧な検討を行ってきました。

時 期	内 容
2022年1月28日(金)	第1回検討会
3月11日(金)	第2回検討会
3月17日(木)	LGBTQ+当事者等との意見交換
3月28日(月)	障害当事者との意見交換
4月14日(木)	第3回検討会
6月3日(金)	第4回検討会(最終)

2 検討会の構成

学識経験者、弁護士、女性活躍推進に係る教育・経済に関する知識及び経験を有する者など10名の委員により構成されています。

3 検討会における主な検討事項

①女性の意思決定過程への参画

市職員、特別職、行政委員会委員、審議会委員などあらゆる意思決定の場面に女性が参画するために必要な事項について、検討を行いました。

②審議会等における委員の多様性の向上

審議会、検討会などで、多様な当事者が意思決定過程に参画できるよう、審議会等の委員の選任基準を定めている明石市市民参画条例を見直し、委員の男女比率や障害当事者の参画を促進することを検討しました。

③ジェンダー平等を掲げる新たな条例の制定

ジェンダー平等を実現し、持続的に取り組むための指針として、総合的かつ包括的な条例の制定について検討しました。

④諸外国の例に基づいた選挙制度の考察

諸外国におけるパリテ・クオータ制などの例を参考にして、ジェンダーバランスを重視した選挙制度について考察しました。

4 今後の予定

2022年7月を目途に、委員の意見を取りまとめた提言書を受け取る予定であり、その提言を受け、さらなる取組を進めていく予定です。

市民参画条例の検証等に関する取組について

本市では、自治基本条例を制定（平成22年4月施行）し、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」という基本原則をはじめとした自治の基本ルールを定め、市民主体のまちづくりを推進しています。

「市政への市民参画」に関しては、さらに市民参画条例を制定（平成23年4月施行）し、すべての市民に参画の機会が保障され、市民との情報共有・信頼関係のもと、市政に多様な市民の意見を反映することを基本として、市民参画の推進に取り組んでいます。

つきましては、これらの条例の内容が社会情勢に適合しているか、また条例に定める取組が適切に実施されているか等について、検証等を行ってまいります。

1 市民参画条例の検証

(1) 現状（これまでの経緯）

条例施行からの5年間は、市の附属機関である市民参画推進会議により、市民参画手続が適正に実施されているか等の確認を行い、平成28年度からは市が取りまとめた各年度内の市民参画手続の実施状況の公表を行ってきました。

(2) 今後の取組

条例施行から一定の期間が経過し、ジェンダー平等や多様性など社会情勢も大きく変化してきたこと、また、本年4月に施行されたインクルーシブ条例に基づき、より多様な当事者参画が求められることなどを踏まえ、市民参画推進会議を開催し、条例の内容や運用状況の検証等を行います。

① 検証の対象

- ・ 現行条例の内容
- ・ 平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）における市民参画手続の実施状況

② 検証項目

- ・ 多様な声の市政への反映
- ・ 市民参画の更なる推進、質の向上に関する必要な取組
- ・ 条例の運用状況の確認

2 自治基本条例の検証

(1) 現状（これまでの経緯）

自治基本条例第38条には「条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証及びその必要な見直しについて、市民参画のもとで行う」ことが規定されています。

前回の検証は、平成27年10月から平成29年2月にかけて、条例に規定する制度の質を向上させることを主眼に検証を行いました。

(2) 今後の取組

前回の検証から5年が経過したことを踏まえ、市民検証会議を開催し、同条例及び関連施策等について検証等を行います。

① 検証の対象

- ・ 現行条例の内容
- ・ 前回検証以降の「条例の趣旨に則った制度（以下「制度」という。）」の実施状況

② 検証項目

- ・ 制度内容の社会情勢への適合
- ・ 制度の実施状況及び条例の内容と本市の現状との適合
- ・ 市の基本方針及び取組の方向性の条例への適合

3 検証の体制

学識経験者、弁護士、市民活動団体代表者、障害当事者、大学生、公募市民の10名が、市民参画推進会議及び自治基本条例市民検証会議の委員を兼任し、幅広い視点から両条例の検証を行い、必要に応じた見直しを検討します。

4 スケジュール

- 6～9月 市民参画条例の検証 市民参画推進会議を3回程度開催（予定）
- 9月 総務常任委員会報告
- 10～3月 自治基本条例の検証 市民検証会議を3回程度開催（予定）
- 12・3月 総務常任委員会報告